

茨城工業高等専門学校寮務委員会規則

〔 昭和 43 年 4 月 1 日
制 定 〕

(設置)

第1条 茨城工業高等専門学校に、茨城工業高等専門学校寄宿舎規則第6条に基づき、寮務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、寄宿舎の管理運営及び寮生の指導監督に関する事項について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副校長（寮務主事）
- (2) 副寮務主事
- (3) 寮務主事補
- (4) 各系及び一般教養部から選出された教員
- (5) 学生課長
- (6) その他校長が必要と認めた者

2 前項に掲げる委員は、校長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第4号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副校長（寮務主事）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副寮務主事がその職務を代行する。

(定足数及び議決方法)

第5条の2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

2 茨城工業高等専門学校学寮管理運営委員会（昭和41年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和49年4月11日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年4月28日から施行し、昭和63年5月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年11月1日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月19日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年8月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年7月16日一部改正）

この規則は、令和7年7月16日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則（令和8年3月25日一部改正）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。